

○公益財団法人愛知県労働協会理事及び監事の報酬等の支給総額及び支給の基準並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(定義等)

第1条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その職務及び勤務形態等に応じ、報酬を支給する。

- 2 常勤役員には、前項に定める報酬のほか、職員の例により、通勤手当を支給する。
- 3 本協会を主たる勤務場所とする非常勤役員には、第1項に定める報酬のほか、通勤費相当額を支給する。

(報酬の額の決定基準)

第3条 役員の報酬等は、年間総額18,000千円（うち監事3,500千円）を超えない範囲内において、次条に定めるところにより決定する。

- 2 評議員に対する報酬は、日額で支給し、その額は、定款に定められた年間の総額の範囲内において、評議員会で定める。

(役員の報酬)

第4条 役員の報酬は、月額（非常勤役員にあっては、月額又は日額）で支給し、その額は、役員の職務及び勤務形態等を考慮して、評議員会で定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 月額で支給する役員の報酬及び通勤手当の支給方法は、職員の例による。

- 2 日額で支給する非常勤役員及び評議員の報酬は、職務に従事した都度支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに月額で支給する役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月額で支給する役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 月額で支給する役員が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、月額で支給する役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(補則)

第7条 この基準の改正は、評議員会の議決により行う。

- 2 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。